

(案)

中央浄化センター消化ガス発電電力売却契約書

(基本事項)

第1条 松山市長 野志 克仁(以下「発注者」という。)と〔電気事業者〕(以下「受注者」という。)は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号、以下「再エネ特措法」という。)に定める再生可能エネルギー電気の発注者による供給及び受注者による調達に関して、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。なお、本契約において用いる用語のうち、「契約価格」とは再エネ特措法の定めによって本発電設備につき適用される法定の調達価格を含む本契約上の当該再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格をいい、その他の用語は、別に定めのない限り、再エネ特措法に定める意味による。

- 2 発注者は、受注者に対し、本契約に係る別紙仕様書(以下「仕様書」という。)に定める受給期間にわたり、本条第3項に定める本発電設備を用いて発電する電気のうち、四国電力株式会社の電力系統に送電する電力(以下「受給電力」という。)を供給することを約し、受注者は、契約価格により当該受給電力を調達することを約する。
- 3 本契約の対象となる発注者の発電設備(以下「本発電設備」という。)は仕様書のとおりとする。
- 4 契約期間内の受給電力量が、仕様書に記載された予定売却電力量に比べて過不足がある場合でも、発注者は受注者に電力を全量売却し、受注者は、発注者から全量購入するものとする。なお、電力量が予定売却電力量を下回る場合、発注者は当該差量について売却義務を負わず、何らの責任を負わない。

(設備認定に関する事項)

第2条 発注者は、本発電設備を用いた発電について再エネ特措法第6条第1項による認定が取り消された場合、発注者は直ちにその旨を受注者に対し通知するものとし、再エネ特措法第6条第4項の変更認定を受けた場合、又は同第5項の届け出を行った場合、発注者は直ちにその旨及び変更の内容を受注者に対し通知するものとする。なお、認定が取り消された場合、変更認定を受けたことにより本発電設備について適用される調達価格が変更された場合及び再エネ特措法第3条第8項の規定により、本契約につき適用される調達価格が改定された場合には、本契約を変更できるものとする。

(受給開始日及び受給期間)

第3条 本契約による受給電力の受給開始日及び受給期間は、仕様書のとおりとする。

(受給電力量の計量及び検針)

第4条 発注者受注者間の受給電力量の計量は、計量法(平成4年法律第51号)の規定に従った電力量計(取引用電力量計並びにその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。)により行う。

- 2 前項に基づき計量された受給電力量の単位は、1キロワット時とし、1キロワット時未満の端数は、少数第1位で四捨五入する。
- 3 電力量計の検針は、自動検針装置により四国電力株式会社がを行い、受注者は四国電力株式

会社から検針結果の通知を受けた日から10日以内に、受注者が指定する方法によって当該検針の結果を発注者に通知する。

- 4 電力量計に故障等が生じ、受給電力量を計量することができないことを覚知した当事者は、相手方に対し速やかにその旨を通知するものとする。計量できない間の受給電力量については、本発電設備における過去の発電量実績等を踏まえ、発注者受注者協議の上決定する。
- 5 発注者が設置する取引用電力量計以外に、受注者が必要とする機器を設置する場合には、発注者は設置場所及び電源を無償で提供し、その工事について協力するものとする。ただし、その際の設置及び契約満了時の撤去に係る費用は、全て受注者の負担とする。

(料金)

第5条 受注者が発注者に支払う毎月の料金は、第4条に定める方法により計量された毎月の1日から末日までの期間の受給電力量に、契約価格を乗じて得た金額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。なお、契約価格は下記のとおりとする。

契約価格：〇〇. 〇〇 円/kWhに、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(小数点以下第二位未満に端数がある場合は、これを切り捨てた金額)

- 2 受注者は、発注者から納入の通知があった日から起算して、30日以内に発注者が別途指定する方法により発注者に支払う。
- 3 前項の支払いが支払期日までに行われなかった場合には、支払期日の翌日(同日を含む。)から支払いの日(同日を含む。)まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(1年を365日とする日割計算により、1円未満の端数は切り捨てる。)の遅延損害金を加算して、受注者から発注者へ支払うものとする。但し、発注者の責めに帰すべき事由による場合については、この限りではない。

(契約の解除)

第6条 発注者は、受注者につき、以下のいずれかの事由が生じた場合には、受注者に対する通知により、本契約又はこれに関連して締結された協定等(以下「本契約等」という。)を解除することができる。

- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別精算若しくはその他の倒産関連法規に基づく手続(以下「倒産手続」という。)開始の申立て、又は解散の決議を行ったとき
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気事業者でなくなったとき
- (3) 本契約に定める発注者に対する金銭債務の履行をする見込みがないと明らかに認められるとき
- (4) その他本契約等若しくは本契約等に基づく取引又はこれらに関する受注者に係る適用法令の規定に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反行為を改めない、又は止めないとき
- (5) 役員、代理人、支配人その他の使用人が松山市暴力団排除条例(平成22年条例第32号)第2条第2号に規定する暴力団員又は第2条第3号に規定する暴力団員等となった

とき

- (6) 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為、及びそれらに準じる行為を行ったとき
- 2 前項に基づき、発注者が本契約等を解除した場合、受注者は当該解除により発注者に生じた損害等を賠償するものとする。
- 3 発注者は、本条第1項に定める場合のほか、受注者に対する30日前までの通知により、任意に本契約等を解除することができる。但し、発注者は受注者に対し、当該解除により受注者に生じた損害等を賠償するものとする。
- 4 受注者は、発注者に付き、以下のいずれかの事由が生じた場合には、発注者に対する通知により、本契約等を解除することができる。
- (1) 本発電設備における発電事業の継続ができなくなったとき
- (2) 本契約等若しくは本契約等に基づく取引又はこれらに関する発注者に関する適用法令の規定に違反し、受注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反行為を改めない、又は止めないとき
- 5 前項に基づき、受注者が本契約等を解除した場合、発注者は、当該解除により受注者に生じた損害等を賠償するものとする。

(設備の撤去)

第7条 本契約が終了した場合における本発電設備その他の本契約に基づき設置された電気工作物の撤去を行う場合については、発注者所有の電気工作物については発注者が、受注者所有の電気工作物については受注者が、それぞれその撤去費用を負担する義務を負うものとする。但し、本契約の終了が発注者又は受注者いずれかの責めに帰すべき事由による場合には、当該有責当事者がその撤去費用を負担する義務を負うものとする。

(契約の引継ぎ)

第8条 本契約の契約期間内において、発注者が本契約期間終了後に係る電力売却に係る契約を第三者と締結した場合は、発注者及び受注者は契約の円滑な引継ぎのための協力及び調整を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 発注者及び受注者は、当該契約による業務を処理するため知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の取り扱い)

第10条 発注者及び受注者は、当該契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう適正に取り扱わなければならない。

(権利義務及び契約上の地位の譲渡)

第11条 受注者は、相手方の事前の書面による同意を得た場合を除き、本契約等に定める自己の権利若しくは義務又は本契約等上の地位を第三者に譲渡し、担保に供し、又は継承させてはならないものとする。

(契約の変更)

第12条 本契約は、発注者及び受注者の書面による合意によってのみ変更することができる。

(契約保証金)

第13条 本契約の保証金を松山市契約規則(平成20年規則第11号)第42条第3号の規定により免除するものとする。

(準拠法、裁判管轄、言語)

第14条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争について、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

3 本契約は、日本文を正文とする。

(誠実協議)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、発注者及び受注者は、松山市契約規則(平成20年規則第11号)、松山市財務会計規則(昭和39年規則第11号)及び関係法令等によるほか、再エネ特措法の趣旨を踏まえて、誠実に協議するものとする。

この契約締結の証として、本書を2通作成し、記名押印のうえ、発注者及び受注者が各1通保有する。

平成29年〇月〇日

発注者：愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
松山市長 野志 克仁 印

受注者：〇〇〇〇県 市〇〇町〇丁目〇
株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 印